令和５年度 不登校支援サポーター配置事業 実施要項

長崎市教育研究所

１　配置目的

○　長崎市学びの支援センター「ひかり」（旧適応指導教室「ひかり」）から離れた場所にある小・中学校や、別室登校者が多数ある小・中学校を拠点校とし、当該校へ地域人材等を活用した不登校支援サポーターを配置することにより、教室や学校に入れない児童生徒に対する支援の充実を図り、児童生徒の社会的自立に向けた力の育成に資する。

２　業務内容

○　校長の指揮監督の下、自教室以外の場所で不登校児童生徒に対する教育相談や学習支援等、各学校で必要な支援を行う。

（例）・対話や相談　　・自主学習の見守りや支援　　・作業学習
・教室とのオンライン学習の見守り　　・レクリエーション的活動
・家庭訪問による交流　　・オンライン等による交流
・公民館等での支援（登校できない児童生徒や、他校児童生徒への支援も想定）

３　勤務条件

○　期間は、令和５年４月６日から令和６年３月２２日までとする。

○　勤務日数は、不登校支援サポーター全体で**年間７０日**とする。
（勤務は定期・不定期は問わない、１日２～３時間程度）

○　謝金は、１日あたり1,０００円とする。（交通費は支給しない。）

４　配置予定拠点校（８校）（案）　　※ 拠点校は、公募ではなく、教育研究所の指定により決定する。

○（北部地区）琴海中学校、村松小学校　　（南部地区）三和中学校、土井首小学校
（西部地区）三重中学校、畝刈小学校　　（支 援 校）〇〇中学校、〇〇小学校

５　その他

○　学校配当日数は<u>年間７０日のため、計画的に活用願います。</u>

○　不登校支援サポーターの登録については、学校教育課による「学校サポーター配置事業」に準じ、<u>複数名の登録も可としますが、学校全体として年間７０日に調整してください。</u>

○　登録に関する申請書及び個人票、月例報告書については、教育支援係（担当：濵口）に提出ください。登録を抹消する場合も申請書をお忘れなく提出願います。

○　出勤簿及び実施記録簿については、各学校において適切に取り扱い、実施翌年度末まで保管願います。

○　既存の「学校サポーター」や「学校相談員」との兼務については、当該業務時間の切り分けが明確にでき、双方の業務に支障をきたすことがないと判断される場合は、可とします。

○　拠点校においては、地域や保護者に呼びかけるなどして、不登校支援サポーターの確保に協力願います。